

パブリックコメントの結果

「県立病院改革に関する考え方
[基本方針(案)]」
に寄せられたご意見について

三重県 健康福祉部

県立病院改革プロジェクト

(平成21年7月)

<参考> 県立病院改革に関する考え方〔基本方針（案）〕の概要

■改革の目的

県立病院改革は、病院機能を廃止することが目的ではなく、病院の運営体制を再構築し今後とも健全な経営を継続させることを前提に、各病院が県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することをめざしています。

現在の県立病院は、医師、看護師不足により病院機能が十分に果たせなくなっていることや、単に財政面で赤字黒字といった議論ではなく毎年度40億円を超える一般会計からの繰り入れを行ったうえで、なお借入金に頼らざるをえない資金状況など病院の存続すら危惧される厳しい状況にあります。

また、各病院の機能や規模、抱える課題、さらには立地する地域の医療環境がそれぞれ異なることから、現在の4つの県立病院一括での運営では、課題を解決することは困難です。そこで、以下のように病院ごとに改革を進めたいと考えています。

■各病院のめざす姿

総合医療センター

- 一般地方独立行政法人に移行することによって病院運営の自由度を高め、医療サービスの向上を図ります。
- 県が100%出資して設立する法人であるため、県立病院として引き続き公的な役割を担います。

こころの医療センター

- 病院長を事業管理者にして病院運営の権限を病院事業庁（本庁）から病院現場へ移します。
- 引き続き県立病院として県行政と連携しながら精神科急性期医療の拠点病院として充実します。

一志病院

- 地域のニーズに応えられる事業者へ移譲することによって、総合的な高齢者ケアへの転換を図ります。
- 入院ができる病院の機能を引き続き確保するとともに、一次救急医療体制を維持します。

志摩病院

- 県立病院として継続し、民間の病院運営のノウハウを活用するため指定管理者制度を導入します。
- 県は、指定管理者（事業者）と協力して、新たな医師確保を図り、志摩地域の医療を守ります。

県（県立病院改革プロジェクト）のホームページでは、「県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）」の詳細について公表しています。

[ホームページアドレス：<http://www.pref.mie.jp/BYOKAIP/HP/>]

県立病院改革に関する考え方〔基本方針（案）〕に寄せられたご意見について

1. はじめに

県立病院は、地域における基幹的な医療機関として、また、セーフティネットの視点から不採算医療の担い手として、地域医療確保などのため重要な役割を果たしてきました。しかし、医師・看護師不足など病院を取り巻く環境が厳しく変化するなか、特定診療科の休診や稼働病床数の抑制などにより病院機能が十分に発揮できない状況となってきました。

このような状況の中、三重県は県立病院の設置者として、県民に良質で満足度の高い医療を継続的に提供するという視点から、県立病院の役割や機能を明確にするとともに、病院事業の在り方について検討を行うことを目的として平成19年7月に『病院事業の在り方検討委員会』を設置しました。

同委員会では8回に渡って審議が行われ、平成20年9月9日に知事への答申が行われました。三重県では、この答申を最大限尊重しつつ、一方、県立病院改革は住民の皆様にも大きな影響を与えるものであることから、関係者のご意見を伺いながら「県立病院改革に関する考え方〔基本方針（案）〕」をまとめ、平成21年2月に公表しました。

2. パブリックコメントの結果について

「県立病院改革に関する考え方〔基本方針（案）〕」に関するご意見を広く県民の皆さんにお聴きするため、平成21年3月28日（土）から平成21年4月26日（日）にかけて本県のホームページにおいて、パブリックコメントを実施しました。

そして、ご意見を募集しましたところ、県民の皆さんから合計937件のご意見をいただきました。このたび、お寄せいただいた主なご意見とそれに対する県の考え方をまとめました。今回ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚くお礼申し上げます。

なお、今回のご意見等につきましては、本県のホームページ（以下のアドレス）においても公表していますので、あわせてご覧ください。

「 ホームページアドレス <http://www.pref.mie.jp/BYOKAIP/HP/> 」

3. 主なご意見と県の考え方について

意見は、以下のとおり大きく(1)～(13)に分類しました。その下段には、県民の皆さんからいただいた主な意見を掲載し、その意見に対する県の考え方を記載しました。

なお、県民の皆さんからいただいた全ての意見については、PDFファイルにして、本県のホームページ（アドレスはP2参照）へ掲載していますので、あわせてご覧ください。

基本方針（案）全般に関する意見

意見(1) 県民のために地域医療を支えるためには県立県営で運営すべきである。

- ・ 地域医療崩壊が叫ばれる今こそ、県としてしっかり必要な医療を守るべきだと思っています。県立県営で病院を運営し、県民に安心を与えるべきと思います。もっと地域住民の声にも耳を傾け、弱者いじめをしなくて済む、生活しやすい県づくりを目指して下さい。
- ・ 何故この大不況の最中、病院改革を行うのですか。それで、本当に社会的弱者に対する医療が保障されるのですか。小さい子どもや高齢者は適切な医療を受けられるのですか。経営重視の医療になってしまわないのですか。多くの不安があります。
- ・ 民間的経営手法を導入することは、県や県議会の関与が薄まることとなります。そうすると日常の県立病院運営についての県民の声が届かなくなり、県が直接責任を負わなくなることになります。県が直接運営にあたるべきだと思います。
- ・ 県が経営形態変更になれば他の市町立病院も同様の経営形態変更になる事が容易に考えられます。県も市町も地域医療最前線の病院経営には直接関与しないこととなり、公的責任が曖昧になってしまうことは否定できません。

意見(1)に対する県の考え方

現在、県立病院事業は、地方公営企業法に則り、地方公営企業として運営を行っています。この法律では常に「経済性の発揮」と「県民福祉の向上」が求められていますが、その両面とも十分対応ができていません。

基本方針（案）は、各病院の役割・機能をどうすれば十分発揮できるのかという視点に立って提案したものであり、運営形態を変更した場合であっても、県としては、引き続き地域医療を担っていく責務があると考えており、公募条件の設定や運営に対する関与については、県議会等とも十分情報を共有していきます。

また、公立病院の改革は、本県だけでなく全国的に進められている状況です。

意見(2) 改革案に各病院の具体像が示されていないので、詳しく説明すべきである。

- ・ 経営形態の変更が改革案の柱ですが、具体的な病院像は何ら示されていません。改革によって経営は改善されるのですか。医師・看護師不足は解消されて病院機能は向上するのですか。この点について具体的な目標（各病院の収支見込、病床数、医療従事者数）が示されなければどんな病院になるのかわかりません。他県でも改革の失敗例が伝わってきています。見通しの立たない改革案ではリスクが大きすぎます。

意見(2)に対する県の考え方

病院の具体像については、地域住民の皆様にご理解いただくため住民説明会なども実施しましたが、わかりにくいところのご批判がありました。

このため、めざす「病院の姿」や医療サービスを継続的、安定的に提供するために必要な条件、運営の可能性等について、医療関係者の協力も得て詳細な調査を実施し、実現可能な「病院の姿」をより具体的に明らかにすることによって、病院の改革に対して県民の皆さんにご理解いただけるよう、また、不安を解消するよう努めていきます。

意見(3) 医師確保対策について、もっと県で努力されたい。

- ・ 医師不足について、もっと三重県で働いてくれる医師を増やすよう努力すべきです。県立の医科大学をつくり、医師を増やすことはできないのですか。
- ・ 医師の待遇の改善が必要です。本俸が無理なら研究手当を支給すればどうですか。医師を大事にして、医師を確保すべきです。

意見(3)に対する県の考え方

県立病院では、近畿、東海地区の医師養成機関に派遣要請を再三にわたって行っており、医師の待遇改善策も講じていますが、病院機能を十分果たすまでの成果にはつながっていません。

本県では、以下のような取組を行い、医師の確保に努めてきましたが、依然として医師不足が深刻な状況となっています。

- ・ 自治医科大学医師の派遣
- ・ ドクタープール制度
- ・ 医師修学資金の貸与 など

そこで、三重大学以外に新たな医師確保のルートを築くとともに、様々な対策を講じることができる体制にする必要があると考えています。

意見(4) 現在の運営形態(県立県営)で経営改善の努力をすべきである。

- ・ 県の基本方針は、経営形態に問題があるとして地方公営企業法全部適用を否定していますが、全部適用での改革の可能性についてもっと考えるべきだと思います。
- ・ 全部適用での改革の可能性については、民間人の登用や病院の独立採算制、病院独自の職種や給与の設定など、沢山検討すべきことはあると思いますが、ほとんど議論されないまま運営形態の変更を結論づけています。
- ・ 医師確保が必要不可欠ですが、経営形態変更でこの問題が解決したという話は聞いたことがありません。医師確保の努力を図りつつ、地域医療ネットワークの構築を進めるべきです。県や市町の積極的な関与が必要になりますから、経営形態を他に委ねることなく、現在の運営形態の下での改革を進めるべきです。
- ・ 運営形態の変更をする前に経営の専門家や事務職員の固定化を図るなどし、病院再生の努力をするべきです。

意見(4)に対する県の考え方

県立病院については、4つの病院に地方公営企業法を全部適用して運営を行ってきました。地方公営企業法全部適用は、法制度の中で認められたものであり、この制度での病院運営を全て否定するものではありませんが、全部適用に移行して10年間、給与・人事など様々な課題を解決することはできませんでした。

4つの県立病院では、病院の機能や規模、さらには、立地環境が大きく異なることから4病院一括での地方公営企業法全部適用のもとでは、抜本的に改革することは困難であると考えています。

病院を取り巻く環境が大きく変化する中で、このような変化に柔軟かつ迅速に対応するためには、4病院一括での地方公営企業法全部適用の枠組をはずし、病院ごとに改革を進める必要があると考えています。

意見(5) 運営形態を変更して病院が良くなるのか、(医師や看護師の確保はできるのか)疑問である。

- ・ 赤字経営の原因は病院にはなく、明らかに外的要因によるものです。運営形態を変更しても根本的な赤字要因は改善されません。是非県営でやり遂げてほしい。
- ・ 公立病院の赤字は全国的なことと主な原因は政府の医療政策にあると思います。県は国に政策の転換を図るべきです。
- ・ それぞれの県立病院が医師・看護師確保の取組はできるはずだと思います。経営形態を変更するだけでは、医師不足、看護師不足は問題解決にはなりません。
- ・ 県は地方公営企業法全部適用の総括の中で、10年間課題解決が困難であったこととして全部適用を否定していますが、問題の根幹は医師不足が原因であり運営形態を変更しても改善されるとは思えません。
- ・ 運営形態を変更した後に経営が上手いかなかったら、その時はまた県立に戻るのでしょうか。

意見(5)に対する県の考え方

国に対しては、医師臨床研修制度の見直しなど医療政策の転換について働きかけを行っており、今後も引き続き行っていきます。

また、運営形態の変更だけで医師・看護師不足などの諸課題を解決できると考えているわけではなく、各病院が医療従事者の確保に取り組みやすい体制に改める必要があると考えています。

意見(6) 県立病院だから信頼できる診療を維持できる。民間は利益を追求するので、不採算部門は切り捨てられる。

- ・ 民間になれば不採算部門は、すぐに切り捨てられます。地方の医療を守っていくために県として県民を守ってください。このままでは地方は、ますます寂れていくだけです。

意見(7) 医療のような県民生活に直結する課題は県が直接行うべきである。

- ・ 医療のような県民の命に関わる問題は県が直接対応すべきです。予算がないのなら県は他の事業を止めてでも医療を優先すべきです。

意見(6)及び意見(7)に対する県の考え方

県立病院改革は、病院機能を廃止することが目的ではなく、病院の運営体制を再構築し、今後とも健全な経営を継続させることを前提に、各病院が、県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することをめざしています。

基本方針(案)では、民営化などの提案をしていますが、県は地域の医療を確保する責務があり、その手法については、様々な方法があると考えています。

意見(8) 県立病院改革はやむを得ない。

- ・ 民間事業者は、より良いサービスの提供や経営努力をしています。県立病院は税金投入している割にはサービスの見返りが少ないと思われます。
- ・ 県立病院だけが県内の医療を支えているわけではありません。県立病院と民間病院でそんなに治療が違うことはなく、医療の内容で公正に競争すべきです。

意見(8)に対する県の考え方

いただいたご意見を参考に、県民の皆様や関係者のご意見を聴きながら、できるだけ速やかに方針を決定していきたいと考えています。

各病院に関する意見

意見(9) 総合医療センターの地方独立行政法人化に反対である。

- ・ 地方独立行政法人化のメリットがわかりません。
- ・ 経営形態の変更が改革案の柱ですが、総合医療センターの具体的な病院像は何も示されていない状態で、どのような病院になっていくのか、とても不安です。
- ・ 地方独立行政法人化で医師や看護師が確保できるのか疑問です。
- ・ 県立病院として職場を選ぶスタッフも多く、それ以上にメリットのある改革でなければ、リスクは大きいのではないですか。県立病院の教育システムにひかれて就職してくるナースを失うことになりませんか。
- ・ 総合医療センターは感染対策や災害拠点病院などの大きな役割を担っていますが、地方独立行政法人化するとその役割が続けられないのではないですか。

意見(9)に対する県の考え方

総合医療センターが、多くの役割を今後も継続して担っていくためには、病院として刻々と変化する医療環境に、柔軟かつ迅速に対応していくことが不可欠です。

一般地方独立行政法人への移行によって、県の組織から独立し、病院長の責任と権限が一層明確になり、これまでの体制よりも柔軟かつ迅速な対応が可能となります。

どのような病院にしていくかについては、現在担っている役割・機能をより効果的に発揮できる病院として、充実していきます。

救急医療などの政策医療の提供については、現在の繰入金と同様、県が必要な財政措置を行います。

意見(10) 一志病院の民間移譲に反対である。

- ・ 一志病院を民間に移譲して、利益主義の病院になって、患者や地域の医療を守ることができるのか疑問です。
- ・ 一志病院のある白山・美杉地域は、高齢者が多く、病気になっても遠くの病院まで車で通院することが大変難しいと思われれます。だから近くに入院可能な県立病院は必要不可欠だと思います。
- ・ 一志病院の経営状況の悪化は緩和ケアの問題など県の責任ではないのですか。
- ・ 一志病院の民営化後、民間病院の経営が破綻した場合、白山・美杉地域の医療はどうするのですか。
- ・ 一志病院を民営化すると、いつの間にか病院が無くなってしまおうと思います。民間は利益が出る事しかやらないと思います。山間過疎地には絶対に県立病院が必要です。この地に住めなくなってしまう。民営化は止めて下さい。
- ・ 一志病院を民営化することのメリットは何でしょうか。私にはデメリットしか思い浮かびません。採算を第一に考えたらよい医療なんて提供できないと思います。そのへんをきちんと住民に説明しているのですか。どうやって説明し同意を得ていく

のでしょうか。弱い者いじめをしているとしか思いません。全く納得もできません。もう少し私たちの意見もきいて下さい。

- ・ 方針（案）は住民ニーズ及び状況を把握するための調査がきちんと行われることなく、机上の議論だけでまとめられただけであり、当地域の生活者ニーズ、地域医療の現状を無視しています。
- ・ 弱者を切り捨てる一志病院の民間移譲に反対します。民間移譲後にどのような病院になるのか、方針案から全く読み取れません。民間譲渡にあたっての条件は例示されていますが、明確に決められたものではなく、このままでは希望する民間との間で恣意的に条件が追加変更されていく可能性があります。例示としてしか示せないところに行政の責任逃れが垣間見えます。
- ・ 私たちが必要とするのは、この地域で子どもから高齢者までが安全に安心して暮らせる医療であり、高齢者ケアではありません。一志病院は、住民がこの地域で安心して暮らしていけるよう、今後も県立病院として運営していくことが県の責務であると考えます。また、県立であることが過疎地域であるこの地域の振興対策でもあると思います。
- ・ 一志病院については民間で経営してくれるところが、本当にあるとは思えず、職員も地域住民もかなり不安だと思います。県立で存続するためにはどのような改革が必要かを検討していく必要があると考えます。
- ・ 民間ノウハウを活用したとしても、一次救急など不採算部門の影響から赤字経営になる可能性があると思いますが、その場合一次救急医療体制を提供することを県はどのように担保するのですか。
- ・ 方針（案）で「今後とも当地域の医療を確保するための支援策等について検討していきます。」とされているが、民間に移譲する場合に県はどのような支援を行うのですか。
- ・ 診療圏に広域性がないとの理由で県が撤退するのであれば、津市への移譲を考えるべきです。県と津市が協議したのであれば、内容を明らかにしてほしい。
- ・ 一志病院は保健・医療・福祉にまたがる総合的な高齢者ケアと過疎地医療のモデルとなりうるのではないのですか。モデル施設として県が直接実施すれば、安心感につながります。

意見(10)に対する県の考え方

一志病院については、全県的な視点からすると、今後も県立での位置づけが難しいと考えています。しかしながら、県は、地域の医療を守る責務があると認識しており、救急医療も含め、責任をもって当該地域の医療を確保したいと考えています。

事業者の選定にあたっては、当該地域の医療が確保できるよう十分留意して、民間移譲後も地域医療が引き続き確保されるよう公募条件を設定するとともに、支援策等を検討していきます。

意見(11) 志摩病院の指定管理者制度移行に反対である。

- ・ 指定管理者制度を導入することは県の関与が薄まることとなるので、地域医療を支える県立病院は県が直接運営にあたるべきです。
- ・ 志摩地域の医療を考えるのであれば県立県営を堅持するべきと考えます。県立民営化になれば病院経営が利益至上主義での運営形態になってしまうのではないのですか。
- ・ 県は本当に志摩病院存続の努力をしているのですか。改革論ばかりに終始し、現状での維持・改善がおろそかになっていないのですか。現状をおろそかにして、それを理由に指定管理者制度の根拠にしているように思えます。
- ・ 不採算部門を担うのが公の役割のはずです。脳外科、神経内科、産婦人科、内科、小児科、各科揃った県立県営の志摩病院を再建して下さい。県政策の失敗を地域住民に負わせないで下さい。志摩地域唯一の中核病院である、県立県営での志摩病院が是非とも必要です。
- ・ 志摩地域は県の観光の中心ですが、指定管理者制度の導入で、県外からの観光客は安心感がなくなり、観光客が激減するのではないのですか。
- ・ 指定管理者制度で不採算部門が切り捨てられないか心配です。地震等の災害時には陸の孤島となる地域でもあり不安です。

意見(11)に対する県の考え方

志摩病院は、医師の確保が喫緊の課題となっていることから、三重大学の協力を前提にしつつ、現在も近畿、東海地区の医師養成機関に派遣要請を再三にわたって行っていますが、今後も安定的に医師を確保するため、確保が期待できる事業者へ病院運営を委ねることが相応しいと考え、指定管理者制度を導入する提案をしました。

指定管理者制度は、「県立」の枠組の中で、民間の運営ノウハウを活用する制度であり、県としては引き続き志摩病院の設置者として、これまでの建設改良に係る経費の負担や、政策医療に係る経費を指定管理料として負担するなど関与していきます。

意見(12) 志摩病院は指定管理者制度で医師は確保されるのか。

- ・ 志摩病院を指定管理者制度にして、本当に医師確保ができるのですか。根拠を教えてください。
- ・ 全国で指定管理者制度にしたが、医師が集まらないことが伝えられています。指定管理者にしたからといって医師が確保できるとは限らないのではないのですか。他県では指定管理者にした事でこれまで協力して来た大学から医師が引き上げられた事例もあるのではないのですか。
- ・ 指定管理者制度にすれば、365日24時間体制の救急は可能となるのですか。産科や小児科も充実するのですか。

- ・ 志摩病院を指定管理者制度にすると、これまで協力してきた三重大学が医師を引き上げて、今よりも病院の状況が悪くならないか心配です。
- ・ 指定管理者制度にして医師が確保できなかった時はどうするのですか。県としてどのように対応するのですか。

意見(12)に対する県の考え方

医師の確保にあたっては、三重大学の協力が不可欠ですが、志摩病院の医師確保は喫緊の課題であることから、新たな医師の確保が期待できる事業者には病院運営を委ねることによって、地域医療の確保に努めたいと考えています。

意見(13) 指定管理事業者が経営破綻等で撤退しないか心配です。

- ・ 指定管理者制度にして指定管理者の経営破綻や指定辞退があった場合、病院がなくなってしまうのではないかと心配です。

意見(13)に対する県の考え方

事業者の選定にあたっては、事業者が撤退することがないように十分配慮しながら、条件等の検討を進めたいと考えています。

4 . 最後に

県としては、基本方針（案）について、できるだけ分かりやすく説明するように努めてきましたが、上記のパブリックコメントの他に、県議会での議論や住民説明会などで、「改革による“病院の姿”が具体的に示されていない」や、「説明がよく分からない」といったご指摘を多くいただきました。

そこで、めざす「病院の姿」や医療サービスを継続的、安定的に提供するために必要な条件、運営の可能性等について、医療関係者の協力も得て詳細な調査を実施し、実現可能な「病院の姿」をより具体的に明らかにすることによって、病院の改革に対して県民の皆さんにご理解いただけるよう、また、不安を解消するよう努めてまいります。

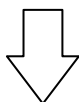
県立病院改革は、病院機能を廃止することが目的ではなく、運営体制を再構築し今後とも健全な経営を継続することを前提に、各病院が県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することをめざしています。

現在の県立病院は、存続すら危惧される非常に厳しい状況にあり、県立病院改革は避けては通れない課題となっており、今後、できるだけ速やかに「基本方針」として決定し、着実に実行していきたいと考えています。

5 . 全ての意見一覧表

県民の皆さんからいただいた全ての意見については、次ページ以降の一覧表のとおりです。

なお、PDFファイルにして、本県のホームページへ掲載していますので、あわせてご覧ください。



[ホームページアドレス : <http://www.pref.mie.jp/BYOKAIP/HP/>]

(関連資料)

2 . 「県立病院改革に関する考え方（基本方針）(案)」に寄せられたご意見一覧表

発行：三重県 健康福祉部 県立病院改革プロジェクト

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地（三重県合同ビル6階）

059-224-2201 FAX 059-223-1035

E-mail：byokaip@pref.mie.jp

平成21年7月発行

